

須崎市図書館等複合施設整備事業を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第7条の規定に基づき、特定事業として選定しましたので、同法第11条第1項の規定により、特定事業選定における客観的評価の結果を公表します。

令和4年12月19日

須崎市長 楠瀬 耕作

須崎市図書館等複合施設整備事業 特定事業の選定について

第1 事業概要

1. 事業名称

須崎市図書館等複合施設整備事業（以下、「本事業」という。）

2. 事業に供される公共施設

図書館及び基本計画を踏まえた必要な機能を有した複合施設

3. 施設の管理者

須崎市長

4. 事業の目的

本施設においては、これまで実施した市民ワークショップや検討サロン等で市民の皆様からいただいた意見を参考としつつ、知の拠点として「知る」「学ぶ」「創造する」「研究する」等が可能となる機能を持たせること、そして、交流拠点として「集う」「参加する」「地域を探索する」ことにつながる機能を持たせることによって、市民の知的・文化的要望に応えられる施設を目指す。

また、現代社会を取り巻く状況は著しく変化しているため、少子高齢化や人口減少が進む地域の課題解決の一助にもなることや時代に沿った教育の場ともなり得ることを見据え、本施設においては、AIをはじめとする革新的な技術やICTに“手軽”かつ“日常的”に触れられる施設環境を目指す。

5. 事業の範囲

本事業は、契約事業者が施設整備（設計及び建設に関する業務）を遂行し、本施設の所有権を市に移転するまでをPFI事業の範囲とする。

契約事業者が行う業務の範囲の概要は、以下のとおりとし、具体的な業務の範囲については、本方針及び基本計画を基に、民間事業者との質疑応答を踏まえ、募集要項等公表の際に、事業の要求水準書（以下、「要求水準書」という。）で提示する。

①設計業務

- （ア）事前調査業務
- （イ）設計（基本設計、実施設計）業務
- （ウ）設計業務に伴う各種許認可申請等の手続業務（開発に伴う申請を含む）
- （エ）長期修繕計画書（案）作成業務
- （オ）その他、業務を実施するうえで必要な関連業務

②建設業務

- （ア）建設業務
- （イ）什器・備品等調達設置業務
- （ウ）周辺対策業務

- (エ) 建設業務に伴う各種許認可申請等の手続業務
- (オ) 所有権移転に伴う申請等の業務
- (カ) その他、業務を実施するうえで必要な関連業務

③工事監理業務

- (ア) 工事監理業務

④引継ぎ支援業務

- (ア) 運営者の本施設の運営・維持管理に係る習熟支援業務

6. 事業の方式

本事業は、P F I 法に基づく事業契約を締結する。

事業方式はB T 方式（注1）を前提とし、最終的には、優先交渉権者と市が協議のうえ決定し、事業契約に定める。

事業実施に必要な資金は、令和5～7年度にかけて出来高払いにより分割で支払う。

^(注1) 契約事業者が施設整備（設計・建設）を実施し、竣工後、施設の所有権を市に移転する。

7. 事業期間

事業期間は、以下のとおりとする。

- | | |
|--------------|----------------------|
| （1）事業契約締結 | 令和5年6月中旬 |
| （2）施設整備期間 | 令和5年7月～令和8年3月（33か月間） |
| （3）本施設の所有権移転 | 令和8年3月 |

第2 本事業を自ら実施する場合とPFI方式により事業者が実施する場合の評価

1. 特定事業の選定基準

本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できること、及び民間ノウハウによる公共サービスの水準の向上が期待できることの2点を基準に選定した。

2. 評価の方法

(1) 定量的評価

市の財政負担見込額の算定にあたっては、本事業を実施する民間事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより定量的な評価を行った。

(2) 定性的評価

上記の定量的評価に加えて、本事業をPFI事業として実施する場合における公共サービスの水準等について、定性的な評価を行った。

3. 定量的評価(市財政負担額の縮減)

(1) 算定にあたっての前提条件

本事業において、市が直接実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担額を比較して定量的評価を行うにあたり、その前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者からの提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

(2) 算定結果

上記前提条件に基づく市の財政負担額について、市が直接実施する場合とPFI事業として実施する場合を比較した結果、約3.6%の公共負担額の削減効果が認められた。

表 市の財政負担額算定の前提条件

項目	市が直接実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担額の 主な内訳	①施設整備費 ②開業準備費	①施設整備費 ②開業準備費 ③アドバイザー費 ④モニタリング費
共通の条件	①事業期間 2 年 9 か月 ②敷地面積 14,592 m ² ③割引率 2.6%	
資金調達に 関する事項	①国庫補助金 ②起債 ・一般単独事業債 起債充当率 75% 償還年数 12 年 ③一般財源	①国庫補助金 ②起債 ・一般単独事業債 起債充当率 75% 償還年数 12 年 ③一般財源
積算方法	概略の施設計画を策定し、同規模・ 同用途の事業における実績値等を 勘案して算定	市が直接実施する場合に比べ、一定 割合の縮減が実現するものとして 設定

4. 定性的評価(公共サービスの水準の向上)

本事業をPFI事業により実施する場合、性能発注とすることにより、必要なサービス水準以上であれば、それを提供する上での手法（仕様）は問わないため、事業者が自ら得意な分野の技術などを最大限活用した提案が可能となり、質の高い公共サービスを提供することができる。

5. 総合的評価

上記の定量的評価及び定性的評価の結果から、本事業をPFI事業として実施することにより、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額を約3.6%縮減することが期待できるとともに、公共サービスの水準の向上等を期待することができるため、本事業をPFI事業として実施することが適当と評価する。